

快適トイレ設置試行工事要領 新旧対照表		
改定前(令和元年 11 月 18 日 決裁)	改定後(赤字:令和5年6月19日改定、紫字:令和5年8月21日改定)	備考
<p>快適トイレ設置試行工事要領</p> <p>令和元年 11 月 18 日 財政局工事管理室長決裁</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっている。</p> <p>これには建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することが必要であり、担い手確保・育成に寄与する一助として建設現場内に設置する仮設トイレを快適な仕様(以下、「快適トイレ」という。)とする試行を実施し、その効果を把握するため、これらの実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 札幌市発注工事(企業局発注工事を除く)のうち、工事現場内に仮設トイレが設置される工事とする。</p> <p>ただし、当初から快適トイレの設置が困難であると考えられる工事や第1条に示す目的が果たせないと考えられる工事については、対象工事としないことができる。</p> <p>(快適トイレの仕様)</p> <p>第3条 快適トイレは、以下の(1)に定める標準仕様を満たすもので、かつ、(2)に定める付属品を備えるものとする。なお、(3)については、推奨する仕様、付属品としており、より快適に使用できる仕様であり、必須ではない。</p> <p>(1)【快適トイレに求める標準仕様】</p> <p>①洋式便座</p> <p>②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)</p> <p>③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)</p> <p>(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)</p> <p>④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)</p> <p>(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)</p> <p>⑤照明設備(電源がなくても良いもの)</p> <p>⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)</p> <p>(2)【快適トイレとして活用するために備える付属品】</p> <p>⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)</p> <p>⑨サンタリーボックス(女性専用トイレに限る)</p> <p>⑩鏡付きの洗面台</p> <p>⑪便座除菌シート等の衛生用品</p> <p>(3)【推奨する仕様、付属品】</p> <p>⑫室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)</p>	<p>快適トイレ設置試行工事要領</p> <p>令和元年 11 月 18 日 財政局工事管理室長決裁</p> <p>最近改定 令和5年8月21日</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっている。</p> <p>これには建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することが必要であり、担い手確保・育成に寄与する一助として建設現場内に設置する仮設トイレを快適な仕様(以下、「快適トイレ」という。)とする試行を実施し、その効果を把握するため、これらの実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 札幌市発注工事のうち、工事現場内に仮設トイレが設置される工事とする。</p> <p>ただし、当初から快適トイレの設置が困難であると考えられる工事や第1条に示す目的が果たせないと考えられる工事については、対象工事としないことができる。</p> <p>(快適トイレの仕様)</p> <p>第3条 快適トイレは、以下の(1)及び(2)の各項目をすべて満たすものとする。なお、(3)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>(1)【快適トイレに求める機能】</p> <p>①洋式(洋風)便座</p> <p>②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)</p> <p>③臭い逆流防止機能</p> <p>④容易に開かない施錠機能</p> <p>⑤照明設備</p> <p>⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)</p> <p>(2)【付属品として備えるもの】</p> <p>⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>⑨サンタリーボックス</p> <p>⑩鏡と手洗器</p> <p>⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>(3)【推奨する仕様、付属品】</p> <p>⑫便室内寸法900×900mm以上(面積ではない)</p>	<p>変更</p> <p>対象工事の変更</p> <p>仕様の変更(国交省に準拠)</p>

